

平成26年1月30日～平成26年12月31日

事 業 計 画 書

公益財団法人 日 本 相 撲 協 会

平成26年度事業計画

平成26年1月30日、日本相撲協会は財団法人から公益財団法人へ法人格を移行しました。移行後は、公益財団法人として新しい定款に規定された制度、組織を十分に活用し、以下の事業を確実かつ円滑に行います。

1. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穫を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の3つの事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」を事業の内容とし、相撲競技の公開、それを担う人材育成、青少年・学生等への指導普及、相撲記録の保存・活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

「貸館」「広告・物品販売」「一般外来診療」を事業の内容とし、収益の向上を目指します。

《その他の事業（相互扶助等）》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

2. 公益目的事業

（1）相撲競技の公開

①本場所

相撲競技の一般公開として、平成26年1月30日以降、本場所を5回（東京2回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回）行います。本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神事性等の文化的側面の振興を図るものであり、我が国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に努めます。

平成26年1月30日以降の相撲競技の公開実施計画は、次の通りです。

場所	番附発表	初日	千秋楽	挙行場所
3月場所	2月24日	3月9日	3月23日	BODYMAKERコロシアム
5月場所	4月24日	5月11日	5月25日	国技館

7月場所	6月30日	7月13日	7月27日	愛知県体育館
9月場所	9月1日	9月14日	9月28日	国技館
11月場所	10月27日	11月9日	11月23日	福岡国際センター

②巡業

- イ) 本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲競技の公開を行い、相撲文化の普及振興を図ります。なお、原則として売り興行形式により実施します。
- ロ) 特別興行として、平成26年2月9日（日）にフジテレビ主催の「日本大相撲トーナメント」が行われます。
- ハ) 海外での興行として、日本国と公演国の友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。

③その他

- イ) 住吉大社（大阪）、伊勢神宮、靖国神社、熱田神宮、住吉神社（福岡）にて、奉納相撲及び横綱土俵入りを行います。
- ロ) NHK厚生文化事業団が主催する福祉大相撲は、平成26年2月11日（火・祝）に開催されます。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り、全面的に協力しています。
- ハ) 横綱審議委員会を各本場所の千秋楽の翌日に開催し、横綱昇進に関しての適正を期します。平成26年1月30日以降は、5月・9月場所前に稽古総見を実施します。なお、5月場所前は国技館で一般公開を行う予定です。

（2）人材の育成

相撲競技は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、総合文化芸術の側面を有しています。相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成が極めて重要であり、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

①力士の養成

- ・本場所毎に新弟子検査を実施し、合格者の力士登録を行います。
- ・力士の登録は、義務教育を修了した23歳未満の男子とします。ただし、幕下附出しへは、義務教育を修了した25歳未満の男子とします。
- ・力士の養成は、新弟子を6ヶ月間相撲教習所で教習するほか、各相撲部屋に配属して行います。
- ・力士には、次の通り経費を支給します。

（給与関係費）

- イ. 十枚目以上の力士には、月給制により、給与を支給します。
- ロ. 横綱・大関・三役には、本場所特別手当を支給します。
- ハ. 幕下以下力士には、本場所毎に場所手当を支給します。

（養成関係費）

- イ. 相撲部屋に力士養成員養成費・相撲部屋維持費・稽古場経費を支給します。
- ロ. 十枚目以上の力士には、力士補助費を支給します。
- ハ. 横綱々代は、実費を師匠に支給します。

（奨励関係費）

- イ. 十枚目以上の力士には、支給割合により力士褒賞金を本場所毎に支給します。
- ロ. 幕下以下力士には、幕下以下奨励金を本場所毎に支給します。

- ハ. 十枚目以上の力士を養成した各相撲部屋の師匠に力士養成奨励金を本場所毎に支給します。
- 二. 各場所毎に各段優勝者・三賞受賞者には、賞金および賞状を授与します。
- ホ. 優秀力士には、優秀力士表彰規定により表彰します。

②行司の養成

- ・行司には、義務教育を修了した者で19歳未満の男子を採用します。
- ・幕下以下行司の養成は、各相撲部屋の師匠（立行司を含む）が当たり、行司実務は立行司ならびに行司会委員が指導に当たります。
- ・行司に対する教習は、相撲教習所の教習と合同し、或いは独自に行わせます。
- ・行司番附は、原則として9月場所後の理事会で年1回行います。
- ・行司には、全員月給制による基本給・手当を支給します。
- ・行司には、装束補助費を支給します。

③呼出の養成

- ・呼出には、義務教育を修了した者で19歳未満の男子を採用します。
- ・幕下以下呼出の養成は、師匠である年寄が当たり、呼出として必要な実技指導等は立呼出ならびに呼出会委員が指導を行います。
- ・呼出階級順位の昇降は、原則として9月場所後の理事会で年1回行います。
- ・呼出には、全員月給制による基本給・手当を支給します。

④床山の養成

- ・床山には、義務教育を修了した者で19歳未満の男子を採用します。
- ・3等床山以下の養成は、師匠である年寄が当たり、床山として必要な実技指導等は床山会委員が指導を行います。
- ・床山等級順位の昇降は、原則として9月場所後の理事会で年1回行います。
- ・床山には、全員月給制による基本給・手当を支給します。

⑤相撲教習所の維持運営

- ・教習目標は、従来通り教習生に相撲の基本を習得させ、社会常識を教習させることとします。
- ・教習対象者は、各本場所毎に新たに登録した力士とし、教習期間は6ヶ月とします。
- ・教習科目は、実技と教養講座とします。
- ・実技教習は、年寄・現役力士よりなる指導員が行います。
- ・教養講座は、元横浜国立大学・筑波大学の教授、江戸東京博物館館長、NHK放送研修センター、日本放送協会学園の教員を講師として委嘱し、相撲史・社会・運動医学・相撲甚句・修行の心得・コミュニケーション・習字（国語）を教習します。
- ・暴力団等排除対策委員会の講師が、暴排講習をします。
- ・ドーピング防止委員会の委員が薬物の禁止等について講習します。
- ・相撲教習所担当の年寄が「力士の心得」・「土俵上の所作」を教習させます。
- ・新規採用の行司・呼出・床山にも相撲史を習得させます。
- ・ビデオテープ「土俵の伝統と美」を教材として使用します。
- ・実技の教習時間は、9月場所後の授業から1月場所後の授業までは、午前7時30分より午前9時30分まで、3月場所後の授業から7月場所後の授業までは、午前7時より午前9時30分までとし、教養講座は、いずれの期間も午前10時より午前11時までとします。
- ・教習生に対する昼食は、給食を引き続き行います。

（3）指導普及活動

青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上を図るため、下記の業務を行います。

①指導普及部の業務

- ・全国中学校相撲選手権大会を後援し、公益財団法人日本中学校体育連盟の要請に対しては、積極的に協力します。
- ・公益社団法人東京青年会議所と連携し、わんぱく相撲の指導奨励を行います。わんぱく相撲全国大会開催時には、東京青年会議所と共に開催し、分担金を支出します。
- ・少年相撲教室の開催地には、希望により屋内簡易土俵およびまわしの寄贈、指導要綱の配布等を行い、6ヶ所を目処に開催を後援します。
- ・全国都道府県中学生相撲選手権大会に協賛することとし、公益財団法人日本相撲連盟の要請に対しては積極的に協力することとします。
- ・公益財団法人日本相撲連盟と共に、一般相撲指導者の相撲研修を実施します。
- ・草津相撲研修道場は、青少年・学生に対して正しい相撲の指導が行われるよう指導者の研修を行うことを目的とし、運営は施設の利用規則により行います。
- ・夏期に相撲部屋を開放し、小・中学生の相撲練習、体位向上に寄与します。
- ・相撲道場に於いては、夏期に会員の進級試験および親善相撲大会を従来通り行います。
- ・大田区東京青少年相撲鍊成道場・文京支部道場針ヶ谷相撲クラブ・立川相撲鍊成道場・朝霞相撲鍊成道場・時津風心身道場・府中住吉相撲道場を支部道場とし、緊密な連携をとつて一般の相撲指導に当たらせます。
- ・各学校、会社、その他団体に対する指導員の派遣を積極的に行い、相撲の指導に当たります。
- ・相撲道に関する講演等の要請には、適切な人材を選出して派遣し、相撲の普及を図ります。
- ・学生および各地の相撲大会等には積極的に協力し、寄附および寄贈を行います。
- ・公益財団法人日本相撲連盟、学生相撲連盟その他の相撲競技団体と関係を密にし、青少年の相撲指導要綱を配布する等アマチュア相撲の指導の適正化を図ります。
- ・巡業部と連携をとり、青少年、学生等の相撲の指導を行います。そのほか指導普及部規程に基づき、常に国技としての正しい相撲の在り方および相撲技術、土俵態度その他について研修し、修得した結果を以て力士、行司等を指導します。また、一般の人に対しての相撲指導も推進し、相撲の普及を図ります。

②総合企画部の業務

「相撲健康体操」の指導普及をはじめ諸事業を企画し、推進していきます。

(4) 相撲記録の保存及び活用

相撲文化の広報・普及のため、情報提供・発信、相撲競技等記録の制作保存などの活動を行います。

①広報部の業務

- ・記者発表やニュース・リリースなどによるマスコミへの情報提供に務め、外部への広報機能向上を図ります。
- ・巡業部や指導普及部などの各部署と連携し、相撲文化普及活動に努めます。
- ・国内・海外からの映像使用、出演依頼取材等の申請に応じて広報事務を適正・迅速に処理することに努めます。
- ・公式ツイッターなどを通じ、相撲ファン、一般の方々に大相撲に関する様々な情報を発信します。
- ・ホームページは平成25年8月1日に全面リニューアルしました。今後もより多くの人に見ていただけるよう内容を充実させ、相撲情報や入場券の購入方法などを分かり易くしていきます。
- ・携帯電話による「敢闘精神あふれる力士」の投票を毎場所15日間継続し、より見応えのある相撲の実現を目指します。
- ・一般の方へ相撲の知識を深めてもらうため、東京本場所ごとに相撲教習所の協力を得て「相撲塾」を開催します。

- ・大相撲が本来持つ芸術性や神事性等の文化的側面を一般の方々にも広く周知し、内外ともに相撲道についての確かな認識を深めるため、漫画「大相撲伝」「大相撲入門編」を配布し、大相撲の普及に努めることとします。
- ・ベースボール・マガジン社発行の機関誌月刊「相撲」の刊行を引き続き行います。本場所毎のパンフレットを作成し、本場所観戦をより充実させます。また、大相撲力レンダーを作成し、相撲の普及を図ります。
- ・協会員の肖像権の保護・管理・運用に関する「協会員の肖像権に関する規程」に基づき、その管理・運営に万全を期します。
- ・日本相撲協会の保有する映像や写真を貸し出す場合の使用料やダビング料、また協会員のCM出演時の管理料等の徴収を行います。

②映像制作グループの業務

- ・保存映像の高画質化を進め、ハイビジョンデジタル放送に対応し、デジタルデータからファイルへの変換を行うことで、プレビューや検索を容易にし、円滑なアーカイブと内容の充実を図ることとします。
- ・保存映像を編集し、博物館展示用・相撲の説明DVD等の製作を行います。また、記録映像を有効に活用し、相撲の普及に努めます。

③相撲博物館の業務

- ・相撲博物館の維持運営では、展示活動と資料の整理を中心として、事業内容の一層の充実に努めてきました。引き続き、博物館運営委員会の決定に基づき、館長の指示の下に事業の向上を目指します。
- ・所蔵資料を中心に借用資料も有効に活用して、年6回の企画展を実施します。大相撲の歴史や伝統・文化を紹介することで、来館者が大相撲に対して興味や関心を抱くよう努めます。多くの来館者が訪れ、何度も足を運んで頂けるような企画展を開催します。
- ・資料の収集とともに、所蔵資料の整理修復に努め、文化財産として永く維持していきます。
- ・展示をはじめとする博物館内での活動や、広報部との連携により、「相撲の歴史」等の相撲文化の普及に努めます。また、博物館の見学者へは、相撲の歴史・文化を分かり易く解説します。
- ・相撲の調査研究を、各地の博物館や教育委員会等と協力して進めていきます。また、「相撲博物館紀要」を発行し、活動や研究成果を公表します。

(5) 維持員制度の活性化

維持員制度に関して、各地区とも「維持員との集い」などを通じて維持員の活動等を促進し、現在の制度をより充実させます。

なお、維持員数が定数割れしている地域につきましては、維持員制度の主旨に賛同していただける企業あるいは個人の方々を募ります。

(6) 「故意による無気力相撲」への対応

相撲競技監察委員会を中心に、引き続き、再発防止策を確実かつ継続して実施していきます。具体的には、①支度部屋や携帯電話の取扱いに関する規則・規律の強化、②相撲競技監察委員による監察体制の強化を行います。

(7) 協会員の生活指導活動

生活指導部を中心に、相撲を通じた日本文化の担い手である協会員に対し、普段の日常生活から薬物使用禁止に至るまで、幅広い生活指導を行っていきます。

また、問題が生じた場合は、危機管理委員会とともに迅速に対応します。

3. 収益事業

(1) 貸館事業

①国技館については、公益目的事業である相撲競技の公開のため、平成26年1月30日以降、東京本場所として2回の興行で使用し、それ以外の時期は支障のない範囲で、催し物等の会場として一般事業会社等へ、原則有料で貸し出しを行います。

②来場者へのサービス提供のため、国技館サービス株式会社に対して国技館建物及び設備の賃貸を行うとともに、館内での物品販売の営業権を認めます。建物設備施設賃貸借契約および国技館内物品販売契約に基づき、営業権利金は、本年度も売上高の13%とし、建物設備施設賃貸料金（家賃）は営業収入の2.5%とします。
ただし、事務所部分は1m²当たり2,500円とします。

(2) 広告・物品販売事業

国技館内・地方場所の呼出着物広告などの広告枠の販売を行います。その他、公式キャラクター「ハッキヨイ！せきトリくん」のプレゼント用および販売用グッズ等の企画・制作を行い、相撲ファン層拡大に務めます。

(3) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。なお、主な診療科目を整形外科とし、一部の曜日には外部の医師による内科・外科の診療も行います。

4. その他の事業

(1) 相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員及び職員とその家族の福利厚生のため無料で診療を行います。また、定期健康診断や、インフルエンザ、破傷風、B型肝炎など各種の予防ワクチン接種を、日本相撲協会健康保険組合と協力し継続して行います。外傷や慢性障害などの整形外科的診療、糖尿病や高血圧などの内科的診療に加えて、それら予防の保健活動に努めます。特殊外来として、循環器外来における心臓超音波検査やその後の専門的診療などを定期的に行います。平成23年度末に新規導入した胃カメラ検査を、積極的に進めています。

(2) 力士等の業務上の傷病に対して、その治療費のうち個人負担分（30%）を除いた部分を本協会が負担します。

(3) 力士養成員については、全員を健康保険および厚生年金保険に加入させ、保険料全額を負担します

(4) 職域毎に設けられた親睦団体（年寄会・力士会・行司会・若者頭会・世話人会・呼出会・床山会・さくらの会（職員等）の8団体）に対して助成金を支給します。

(5) 草津相撲研修道場については、青少年・学生に対する相撲指導員の研修等に使用するほか、支障の無い範囲で協会関係者の保健・保養・リハビリ等の福利厚生に使用します。

5. 法人管理

(1) 公益財団法人として、収益構造の改善に努めます。インターネット販売の強化による販売網の拡大や団体販売の強化等、入場券の販売促進と業務の効率化を計ります。

また、観客に対するサービスの向上のため、入場者への取組表の無料配布を行います。

- (2) 平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、平成26年5月場所より入場料金（内税）の改定を行います。なお、子供料金は据え置きとします。
- (3) 平成26年1月30日以降、運営審議会を5月・9月場所3日目に、必要ある場合は臨時に開催し、重要事項を諮問します。委員の意見を徴し、協会運営の円滑化を図ります。
- (4) 経営協議会の意見を採り入れ、協会運営の円滑化を図ります。
- (5) 危機管理委員会の業務
 - ①「暴力団等排除宣言」を厳守することや、施行された「暴力団排除条例」を確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、平成24年に制定した「相撲競技観戦契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除活動を推進していきます。
 - ②「危機管理委員会」において、これまで以上に不祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止を行い、危機管理体制の強化に努めます。
- (6) 建設以来28年が経過している国技館は、電気設備、機械設備等基本的なインフラが更新時期を迎えつつあります。観客の皆様に安全・安心・快適に相撲観戦を楽しんで頂き、また基本財産である国技館を維持していくため、改修工事を行います。